

再処理施設 廃棄物管理施設

設工認申請の対応状況について

令和5年 2月 8日



日本原燃株式会社

1. 第2回設工認の対応状況

2. 第2回設工認全体の進め方の方針

1. 第2回設工認の対応状況

◎ 本日の会合での説明事項

- 全条文の申請対象設備の重要度毎に分類した結果を報告
- 前回の審査会合の「当面の説明方針」で優先的に進めるとした耐震評価に係る条文（以下、主要な条文）の現在の対応状況と今後の方針

1. 第2回設工認の対応状況（各条文の申請対象設備の重要度毎の明確化）

- ◆ 前回の審査会合では、分類ごとの申請対象設備の設備数の集計を行う目的の理解が十分ではなく、さらに目的を作業方針として示せていなかった。
- ◆ 今回、設工認として説明すべき事項と対応する設備を明確にするという観点を踏まえ分類の考え方を整理し、作業者に周知し、設備数を集計した。

分類 (分類の考え方)		申請対象設備※
A.新規に設置するもの ＜考え方＞ 新規に設置する設備（移設して新規に設置する設備含む）		〇〇基
B.既設	B-1:設計条件が変更になったもの ＜考え方＞ 既設工認からあった設計方針の項目（臨界、遮蔽、耐震等）に対して、新規制基準の設計条件が変更され、その差分の適合性に係る説明が必要な設備	〇〇基
	B-2:設計条件が追加になったもの ＜考え方＞ 新規制基準の要求事項が追加・強化され、既設工認からの設計条件に追加が発生し、その追加分の適合性に係る説明が必要な設備	〇〇基
	B-3:新たに申請対象設備になったもの ＜考え方＞ 既認可では他法令等により設置しており、手続き対象外であったが、新規制基準の要求の適合性を示すうえで申請対象となる設備で、且つ 適合性を説明するうえで改造が必要ない設備	〇〇基
	B-4:設計条件に変更がないもの ＜考え方＞ 既設工認での設計から変更がない設備	〇〇基

- ◆ 主要な条文ごとの設備数の詳細を次頁以降に示す。

※：数値については精査中。

「第五条 安全機能を有する施設の地盤」、 「第六条 地震による損傷の防止」の説明方針

【説明事項】

- Sクラスの耐震設計 (Ss、Sd、水平地震力 3 Ci※、保有水平耐力)
- Bクラスの耐震設計 (1.5Ci ※、上位クラスへの波及影響)
- Cクラスの耐震設計 (1.0Ci ※、上位クラスへの波及影響)

※建物構築物の場合。機器・配管系の場合は20%増しとして算定。

青字：今回説明する事項

緑字：今回一部説明する事項

橙字：次回説明する事項

分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		Sクラス:○基 Bクラス:○基 (Sクラスへの波及影響:○基) Cクラス:○基 (Sクラスへの波及影響:○基)	Sクラスの耐震設計、B,Cクラスの耐震設計(上位クラスへの波及影響)に係る設計条件及び評価判断基準(特に、基準地震動に基づく入力地震動の策定)	2-1:システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等	3-1:設計要求等との照合
				2-2:解析・評価等 ・FRS、解析モデル、耐震評価等	3-2:評価判断基準等との照合 ・評価結果等と許容限界の比較
B.既設	B-1:設計条件が変更になったもの	Sクラス:○基 (耐震クラス変更:○基) Bクラス:○基 (Sクラスへの波及影響:○基) (耐震クラス変更:○基) Cクラス:○基 (Sクラスへの波及影響:○基) (耐震クラス変更:○基) B-1のうち、工事を実施する設備:○基		2-1:システム設計、構造設計等 (工事有の場合)	3-1:設計要求等との照合
	B-2:設計条件が追加になったもの	—		2-2:解析・評価等 ・FRS、解析モデル、耐震評価等	3-2:評価判断基準等との照合 ・評価結果等と許容限界との比較
	B-3:新たに申請対象になったもの	—		—	—
	B-4:設計条件に変更がないもの	B-1以外の Bクラス:○基 Cクラス:○基	変更がないこと 理由を説明	—	

※：数値については精査中。

【主な説明内容】

- 申請対象設備を耐震重要度分類毎に明確化：申請対象設備の物量提示(上表のとおり)【今回説明】
- 設計条件及び評価判断基準の明確化(特に、基準地震動に基づく入力地震動の策定)：P7参照【今回一部説明】

「第三十二条 重大事故等対処施設の地盤」、「第三十三条 地震による損傷の防止」、「第三十六条 重大事故等対処設備のうち地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」の説明方針

【説明事項】

- 常設耐震重要SA設備の耐震設計（クラスの機能を代替（新設、既設にSA設備の条件を追加））
- 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計（1.2Ss（常設設備・可搬型設備））
- 常設耐震重要SA設備以外の常設SA設備の耐震設計（B,Cクラスの機能を代替）

青字：今回説明する事項

緑字：今回一部説明する事項

橙字：次回説明する事項

分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A. 新規に設置するもの		常設耐震重要：○基 常設耐震重要以外：○基 可搬型設備：○基 地震を要因とする重大事故等に対する施設：○基	常設耐震重要SA設備の耐震設計（Ss）、地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計（1.2Ss）等の設計条件及び評価判断基準	2-1: システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等 2-2: 解析、評価等 ・入力地震動、FRS、解析モデル、耐震評価等（S,B,C,1.2Ss） ・地震を要因とする重大事故等に対する施設の評価判断基準の設定（1.2Ss）等	3-1: 設計要求等との照合 3-2: 評価判断基準等との照合 ・評価結果等と許容限界の比較等
B. 既設	B-1: 設計条件が変更になったもの	—		—	—
	B-2: 設計条件が追加になったもの	常設耐震重要：○基 常設耐震重要以外：○基 地震を要因とする重大事故等に対する施設：○基 B-2のうち、工事を実施する設備：○基		2-1: システム設計、構造設計等（工事有の場合） 2-2: 解析、評価等 ・入力地震動、FRS、解析モデル、耐震評価等（S,1.2Ss） ・地震を要因とする重大事故等に対する施設の評価判断基準の設定（1.2Ss）等	3-1: 設計要求等との照合 3-2: 評価判断基準等との照合 ・評価結果等と許容限界の比較等
	B-3: 新たに申請対象になったもの	—		—	—
	B-4: 設計条件に変更がないもの	—	—	—	—

【主な説明内容】

※：数値については精査中。

- 申請対象設備を重要度毎に明確化：申請対象設備の物量提示（上表のとおり）【今回説明】
- 設計条件及び評価判断基準の明確化（特に、基準地震動に基づく入力地震動の策定）：P7参照【今回一部説明】

入力地震動の算定に用いる地盤モデル（今後の検討内容）

■ 地盤モデルの設定に係る今後の検討内容

- 第2回申請においては、敷地内の断層を境とした3つのエリア（中央，西側，東側地盤）ごとに、地盤物性値を平均化したモデル（平均地盤モデル）を用いて入力地震動を算定している。
- 平均地盤モデルを用いる上で、今後、以下2つの観点から、その妥当性について説明していく。
 - ① 新規制基準により基準地震動 S_s が大きくなっている現時点においても、既認可と同様の平均地盤モデルが使用できること。
 - ② 建屋直下又は周辺の地盤物性値から設定したモデル（以下「直下地盤モデル」という。）を用いることが一般的であるところ、平均地盤モデルを用いていること。
- 上記の検討にあたっては、第1回申請における考え方を主眼に置いて検討を実施する。

「第八条 外部衝撃による損傷の防止：竜巻」の説明方針

【説明事項】

- 竜巻防護設計（風荷重、気圧差荷重、衝突荷重等）

青字：今回説明する事項

緑字：今回一部説明する事項

橙字：次回説明する事項

分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		竜巻防護対策設備：○基 防護対象施設：○基 (評価対象：○基) 安全機能を有する施設： ○基	竜巻防護設計(竜巻防護対策設備、重大事故等対処設備、竜巻防護対象施設等)の設計条件及び評価判断基準	2-1:システム設計、構造設計等 ・構造図等(防護ネット、防護板等)	3-1:設計要求等との照合
				2-2:解析、評価等 ・竜巻荷重による構造評価、飛来物衝突による貫通評価等	3-2:評価判断基準等との照合 ・強度評価結果と許容限界との比較等
B.既設	B-1設計条件が変更になったもの	—		—	—
	B-2:設計条件が追加になったもの	防護対象施設：○基 (評価対象：○基) 波及的影響を及ぼし得る施設：○基 B-2のうち、工事を実施する設備：○基		2-1:システム設計、構造設計等(工事有の場合) ・構造図等	3-1:設計要求等との照合 3-2:評価判断基準等との照合 ・強度評価結果と許容限界との比較等
	B-3:新たに申請対象になったもの	—		2-2:解析、評価等 ・竜巻荷重による構造評価、飛来物衝突による貫通評価等	—
	B-4:設計条件に変更がないもの	A、B-2以外の安全機能を有する施設：○基	変更がないこと 理由を説明	—	

※：数値については精査中。

【説明内容】

- 申請対象設備を重要度毎に明確化：申請対象設備の物量提示（上表のとおり）【今回説明】
- 設計条件及び評価判断基準の明確化：設計のインプットとなる設計事項について構造図等を用いて説明(P15参照)【今回一部説明】
- 「2. 具体的な設備等の設計」のうち、「2-1 システム設計、構造設計等（構造図、系統図等）」を説明

「第八条 外部衝撃による損傷の防止：外部火災」の説明方針

【説明事項】

- 防火帯の設計
- 外部火災防護設計（森林火災、爆発、航空機墜落火災等）

青字：今回説明する事項

緑字：今回一部説明する事項

橙字：次回説明する事項

分類		申請対象設備*	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A. 新規に設置するもの		防護対象施設：○基 （評価対象：○基） 波及的影響を及ぼし得る施設：○基 安全機能を有する施設：○基	防火帯の設計、外部火災防護設計（竜巻防護対策設備、外部火災防護対象施設、重大事故等対処設備等）の設計条件及び評価判断基準	2-1: システム設計、構造設計等 ・防火帯の設計 ・構造図等（耐火被覆等）	3-1: 設計要求等との照合 3-2: 評価判断基準等との照合 ・危険距離と離隔距離との比較等
B. 既設	B-1: 設計条件が変更になったもの	—		—	—
	B-2: 設計条件が追加になったもの	防護対象施設：○基 （評価対象：○基） 波及的影響を及ぼし得る施設：○基 防護に必要な設備：○基 B-2のうち、工事を実施する設備：○基		2-1: システム設計、構造設計等（工事有の場合） ・構造図等（耐火被覆、遮熱板等） 2-2: 解析、評価等 ・建屋外壁表面温度、危険距離等の評価等	3-1: 設計要求等との照合 3-2: 評価判断基準等との照合 ・危険距離と離隔距離との比較等
	B-3: 新たに申請対象になったもの	—		—	—
	B-4: 設計条件に変更がないもの	A、B-2以外の安全機能を有する施設：○基	—	変更がないことの理由を説明	—

【説明内容】

※：数値については精査中。

- 申請対象設備を重要度毎に明確化：申請対象設備の物量提示（上表のとおり）【今回説明】
- 設計条件及び評価判断基準の明確化：設計のインプットとなる設計事項について構造図等を用いて説明（P15参照）【今回一部説明】
- 「2. 具体的な設備等の設計」のうち、「2-1 システム設計、構造設計等（構造図、系統図等）」を説明

「第八条 外部衝撃による損傷の防止：火山」の説明方針

【説明事項】

● 降下火砕物防護設計（降下火砕物荷重に対する強度評価、閉塞・腐食、積雪を考慮した吸気口高さの変更）

青字：今回説明する事項

緑字：今回一部説明する事項

橙字：次回説明する事項

分類		申請対象設備*	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A. 新規に設置するもの		防護対象施設：○基 （評価対象：○基） 波及的影響を及ぼし得る施設：○基 安全機能を有する施設：○基	降下火砕物防護設計（竜巻防護対策設備、降下火砕物防護対象施設、重大事故等対処設備等）の設計条件及び評価判断基準	2-1: システム設計、構造設計等 ・構造図等（防護ネット等）	3-1: 設計要求等との照合
				2-2: 解析、評価等 ・降下火砕物荷重による構造評価等	3-2: 評価判断基準等との照合 ・強度評価結果と許容限界との比較等
B. 既設	B-1 設計条件が変更になったもの	—		—	—
	B-2: 設計条件が追加になったもの	防護対象施設：○基 （評価対象：○基） 波及的影響を及ぼし得る施設：○基 防護に必要な設備：○基 B-2のうち、工事を実施する設備：○基		2-1: システム設計、構造設計等（工事有の場合） ・構造図等（降下火砕物による閉塞・腐食防止設計等）	3-1: 設計要求等との照合
	B-3: 新たに申請対象になったもの	—		2-2: 解析、評価等 ・降下火砕物荷重による構造評価等	3-2: 評価判断基準等との照合 ・強度評価結果と許容限界との比較等
	B-4: 設計条件に変更がないもの	A、B-2以外の安全機能を有する施設：○基		変更がないことの理由を説明	—

【説明内容】

※：数値については精査中。

- 申請対象設備を重要度毎に明確化：申請対象設備の物量提示（上表のとおり）【今回説明】
- 設計条件及び評価判断基準の明確化：設計のインプットとなる設計事項について構造図等を用いて説明（P15参照）【今回一部説明】
- 「2. 具体的な設備等の設計」のうち、「2-1 システム設計、構造設計等（構造図、系統図等）」を説明

「第十一条 火災等による損傷の防止」、 「第三十五条 火災等による損傷の防止」の説明方針

【説明事項】

- 火災対策設備の設計（火災区画構築物、感知設備、消火設備等の設計）
- 火災防護設備の設計（不燃材・難燃材の使用、水素の滞留防止等の設計）
- 火災影響評価（火災源等を踏まえた火災区域（区画）における火災影響評価等）

青字：今回説明する事項

緑字：今回一部説明する事項

橙字：次回説明する事項

分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A. 新規に設置するもの		火災防護設備：○基 （基準地震動Ssに対して機能維持が必要となる設備：○基） 火災防護対策を行う設備：○基 （火災防護上重要な機器等：○基） （重大事故等対処施設：○基）	火災対策設備の設計（感知器の多様化、制御室床下の消火設備の設計、GBパネルの難燃材料の使用等）、耐震評価、火災影響評価等の設計条件及び評価判断基準	2-1: システム設計、構造設計等 ・構造図（系統分離対策、感知器の多様化）等	3-1: 設計要求等との照合 ・感知器等の設計要求との照合
				2-2: 解析、評価等 ・耐火性能に係る機能評価 ・耐震評価 等	3-2: 評価判断基準等との照合 ・耐震評価結果と許容限界の比較等
B. 既設	B-1: 設計条件が変更になったもの	—		—	—
	B-2: 設計条件が追加になったもの	火災防護設備：○基 （基準地震動Ssに対して機能維持が必要となる設備：○基） 火災防護対策を行う設備：○基 （火災防護上重要な機器等：○基） （重大事故等対処施設：○基） B-2のうち、工事を実施する設備：○基		2-1: システム設計、構造設計等（工事有の場合）	3-1: 設計要求等との照合 3-2: 評価判断基準等との照合 ・評価結果と評価判断基準の比較等
	B-3: 新たに申請対象になったもの	—	2-1: システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等	3-1: 設計要求等との照合 3-2: 評価判断基準等との照合 ・評価結果と評価判断基準の比較等	
	B-4: 設計条件に変更がないもの	A、B-2以外の安全機能を有する施設：○基	2-2: 解析、評価等 ・耐火性能に係る機能評価 ・耐震評価 等	変更がないこと 理由を説明	—

【説明内容】

- 申請対象設備を重要度毎に明確化：申請対象設備の物量提示（上表のとおり）【今回説明】
- 設計条件及び評価判断基準の明確化：設計のインプットとなる設計事項について構造図等を用いて説明（P15参照）【今回一部説明】
- 「2. 具体的な設備等の設計」のうち、「2-1 システム設計、構造設計等（構造図、系統図等）」を説明

※：数値については精査中。

「第十二条 再処理施設内における溢水による損傷の防止」の説明方針

【説明事項】

- 溢水対策設備の設計（堰、防水扉、緊急遮断弁等の設計）
- 溢水防護対象設備の設計（被水、蒸気放出影響等を踏まえた防護設計）
- 溢水影響評価（溢水源の設定・溢水量、溢水による溢水防護対象設備に対する影響評価）

青字：今回説明する事項

緑字：今回一部説明する事項

橙字：次回説明する事項

分類		申請対象設備*	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		溢水対策設備：○基 溢水防護対象設備：○基 （評価対象：○基）	溢水対策設備（緊急遮断弁、堰、防水扉等）、溢水防護対象設備（安全上重要な施設）等の設計の設計条件及び評価判断基準	2-1:システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等	3-1:設計要求等との照合 ・緊急遮断弁の設計要求との照合等
				2-2:解析、評価等 ・水圧に対する強度評価 ・耐震評価 等	3-2:評価判断基準等との照合 ・強度評価結果と許容限界との比較 ・耐震評価結果と許容限界の比較等
B.既設	B-1:設計条件が変更になったもの	—		—	—
	B-2:設計条件が追加になったもの	溢水防護対象設備：○基 （評価対象：○基） 溢水源として設定しない耐震B、Cクラスの設備：○基 B-2のうち、工事を実施する設備：○基		2-1:システム設計、構造設計等 （工事有の場合） ・構造図、系統図等	3-1:設計要求等との照合 3-2:評価判断基準等との照合 ・耐震評価結果と許容限界の比較 ・評価結果と評価判断基準との比較等
	B-3:新たに申請対象になったもの	—	—	—	
	B-4:設計条件に変更がないもの	A、B-2以外の安全機能を有する施設：○基	—	変更がないこと の理由を説明	—

【説明内容】

※：数値については精査中。

- 申請対象設備を重要度毎に明確化：申請対象設備の物量提示（上表のとおり）【今回説明】
- 設計条件及び評価判断基準の明確化：設計のインプットとなる設計事項について構造図等を用いて説明(P15参照)【今回一部説明】
- 「2. 具体的な設備等の設計」のうち、「2 - 1 システム設計、構造設計等（構造図、系統図等）」を説明

「第十三条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」の説明方針

【説明事項】

- 化学薬品対策設備の設計（薬品防護板の設計）
- 化学薬品防護対象設備の設計（被液、腐食性ガス影響等を踏まえた防護設計）
- 化学薬品の漏えい影響評価（漏えい源・漏えい量の設定、防護対象設備に対する影響評価）

青字：今回説明する事項
緑字：今回一部説明する事項
橙字：次回説明する事項

分類		申請対象設備*	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		化学薬品対策設備：○基 化学薬品防護対象設備：○基（評価対象：○基）	化学薬品対策設備（薬品防護板）、化学薬品防護対象設備の設計、影響評価の設計条件及び評価判断基準	2-1: 構造設計等 ・構造図等	3-1: 設計要求等との照合 ・薬品防護板の設計要求との照合等 3-2: 評価判断基準等との照合 ・構成部材の材質確認 ・耐震評価結果と許容限界の比較等
B.既設	B-1: 設計条件が変更になったもの	—		—	—
	B-2: 設計条件が追加になったもの	化学薬品防護対象設備：○基（評価対象：○基） 化学薬品源として設定しない耐震B、Cクラスの設備：○基 B-2のうち、工事を実施する設備：○基		2-1: システム設計、構造設計等（工事有の場合） ・構造図、系統図等 2-2: 解析、評価等 ・漏えい源から除外する機器等の耐震評価 ・漏えい影響評価 等	3-1: 設計要求等との照合 3-2: 評価判断基準等との照合 ・耐震評価結果と許容限界の比較 ・評価結果と評価判断基準との比較等
	B-3: 新たに申請対象になったもの	—		—	—
	B-4: 設計条件に変更がないもの	A、B-2以外の安全機能を有する施設：○基		変更がないこと 理由を説明	—

※：数値については精査中。

【説明内容】

- 申請対象設備を重要度毎に明確化：申請対象設備の物量提示（上表のとおり）【今回説明】
- 設計条件及び評価判断基準の明確化：設計のインプットとなる設計事項について構造図等を用いて説明（P15参照）【今回一部説明】

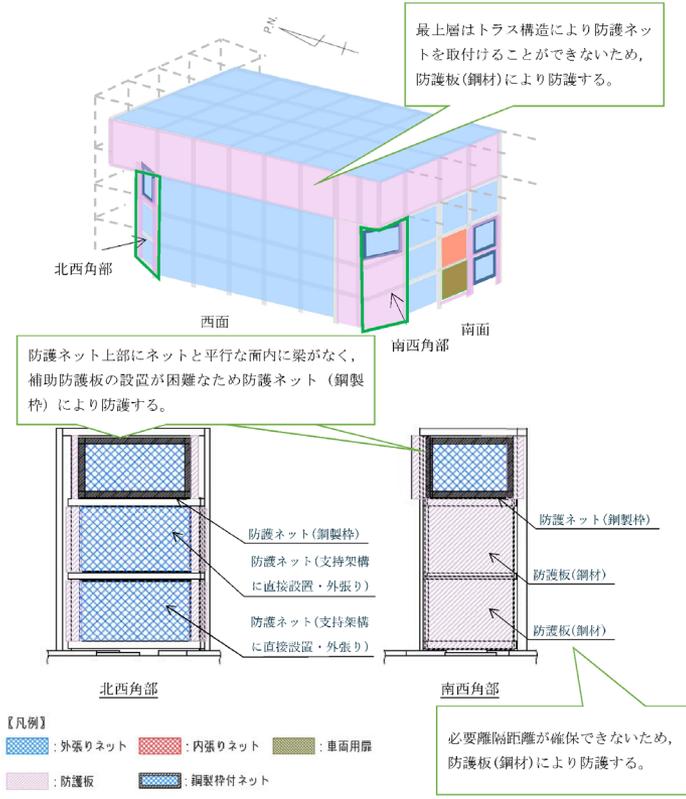
1. 第2回設工認の対応状況 (DB)

要求事項を整理したうえで設計のインプットとなる設計事項について構造図等を用いて一部説明。
また、説明条文と関係する条文との関連についても一部説明。

第2.1-2表 竜巻に関する飛来物防護ネット(G10)の構造設計(1/2)

No	要求事項	基本設計方針	構造設計		飛来物防 構造設計
			飛来物防護ネット(G10)	今後の予定	
1	設計飛来物が竜巻防護対象施設に衝突することを防止すること。 設計飛来物の衝突や竜巻により竜巻防護対策設備が竜巻防護対象施設等に波及的影響を与えないこと。	冷却塔周りに設置する飛来物防護ネットは、防護ネット(補助防護板を含む。)及び防護板(鋼材)とそれらを支持する支持架構で構成し、以下の設計とする。	防護ネット(支持架構に直接設置)、防護ネット(鋼製枠)、防護板(鋼材)、整流板及び支持架構より構成する。 (整流板以外:第2.1-4~8図参照) (整流板:第2.1-9図及び第2.1-10図参照)	外竜巻 16 を用いて、防護ネット、防護板(鋼材)、支持架構及び整流板の詳細構造を説明予定	防護ネット(支持架構に置)、防護ネット(鋼製枠板(鋼材)及び支持架構とする。
			竜巻防護対象施設の上及び側方四面を覆うように防護ネット及び防護板(鋼材)を設置することで防護対象を防護するが、東面については、非常用電源建屋を利用して防護する。(第2.1-8図及び第2.1-11図、第2.1-12図参照)	外竜巻 16 を用いて、防護範囲に不足がないことを説明予定	竜巻防護対象施設の上側方四面を覆うように防護ネット(鋼製枠)を設けて防護対象を防護する。
2	防護ネットは、設計飛来物の運動エネルギーを吸収することができる強度を有する設計とする。	防護ネットは、設計飛来物の運動エネルギーを吸収することができる強度を有する設計とする。 (第2.1-5図参照)	外竜巻 00 を用いて、防護ネットは設計飛来物を捕捉可能な強度を有していることを説明予定	飛来物防護ネット(G10)	
3	防護ネットは、飛来物の衝突によりたわみが生じた場合でも、竜巻防護対象施設に衝突しない離隔距離を確保する設計とする。	防護ネットは、設計飛来物衝突時の防護ネットの変形によるたわみを考慮しても、竜巻防護対象施設に飛来物を衝突させないよう、支持架構の外側に必要離隔距離を確保して設置する。ただし、たわみが支持架構等と干渉する場合は、支持架構の内側に防護ネット (第2.1-4~8図参照)	外竜巻 00 を用いて、防護ネットに飛来物の衝突によりたわみが生じた場合でも、竜巻防護対策設備に衝突しない離隔距離を確保していることを説明予定	飛来物防護ネット(G10)	

条文との関係を示したものを追加予定



第2.1-6図 飛来物防護ネット(G10)構造概要図(西面)

「第三十六条 重大事故等対処設備」、「第三十八条 臨界事故の拡大を防止するための設備」～「第五十一条 通信連絡を行うために必要な設備」の説明方針

【説明事項】

●SA設備の設計（多様性、位置的分散、環境条件等）

青字：今回説明する事項

緑字：今回一部説明する事項

橙字：次回説明する事項

分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		常設：○基 可搬：○基	SA設備（設計基準対象施設と兼用となるSA設備含む）の設計の設計条件及び評価判断基準	2-1:システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等 2-2:解析、評価等 ・重大事故等における環境条件等の設定 ・重大事故等対処設備の機能評価 等	3-1:設計要求等との照合 3-2:評価判断基準等との照合 ・評価結果等と許容限界の比較等
B.既設	B-1:設計条件が変更になったもの	—		—	3-1:設計要求等との照合 3-2:評価判断基準等との照合 ・評価結果等と許容限界の比較等
	B-2:設計条件が追加になったもの	常設：○基 可搬：○基		2-1:システム設計、構造設計等(工事有の場合) ・構造図、系統図等(SA設備設置に伴い改造が発生した設計基準対象設備等) 2-2:解析、評価等 ・重大事故等における環境条件等の設定 ・重大事故等対処設備の機能評価 等	3-1:設計要求等との照合 3-2:評価判断基準等との照合 ・評価結果等と許容限界の比較等
	B-3:新たに申請対象になったもの	—		—	3-1:設計要求等との照合
	B-4:設計条件に変更がないもの	—		—	—

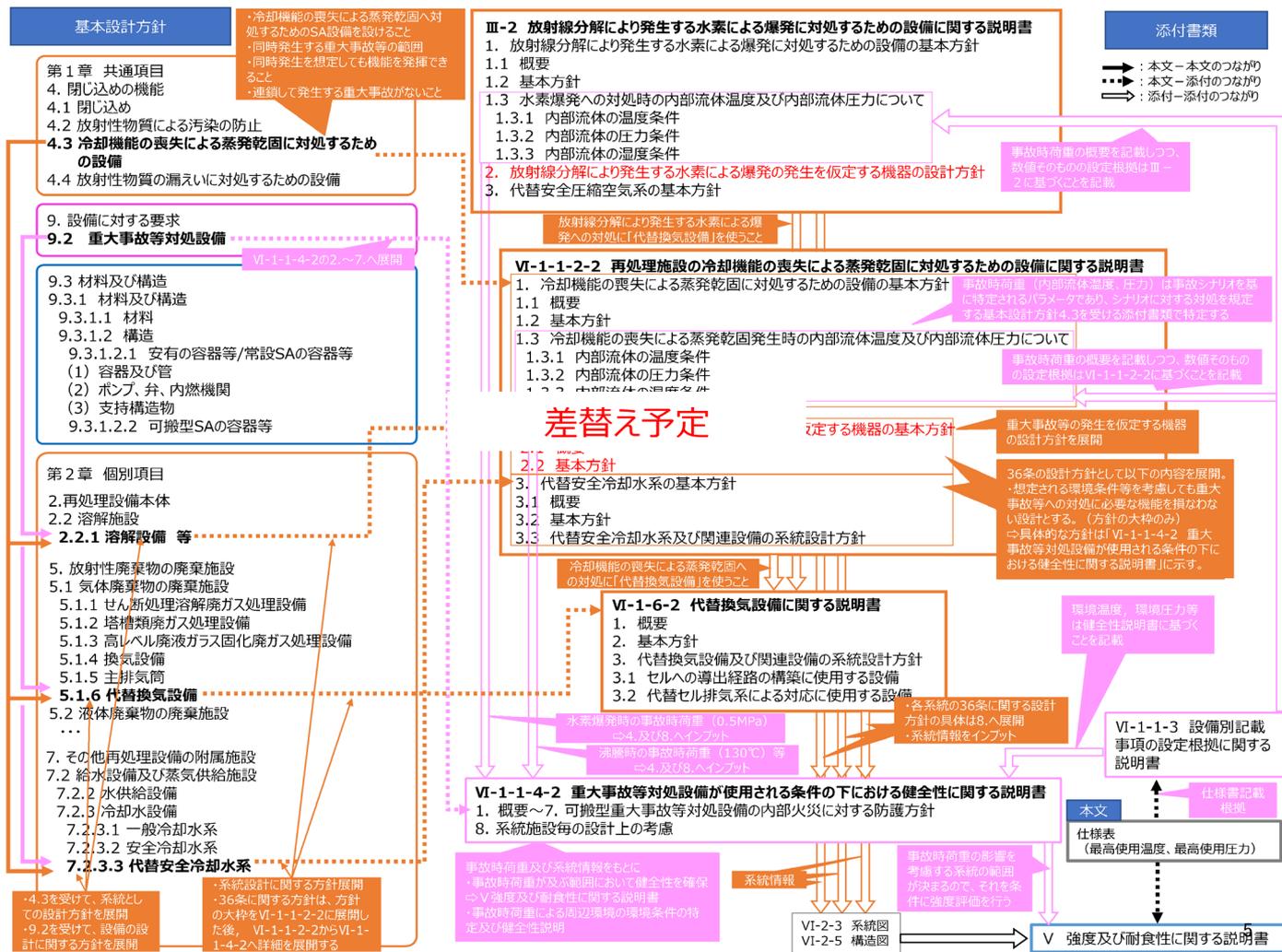
※：数値については精査中。

【説明内容】

- 申請対象設備を重要度毎に明確化：申請対象設備の物量提示（上表のとおり）【今回説明】
- 設計条件及び評価判断基準の明確化：36条、39条、40条及び45条を代表に基本設計方針並びに関連添付書類の相関【今回一部説明】
- 「2. 具体的な設備等の設計」のうち、「2-1 システム設計、構造設計等（構造図、系統図等）」を説明

1. 第2回設工認の対応状況 (SA)

36条、39条、40条及び45条を代表に基本設計方針並びに関連添付書類の相関を一部を説明



2. 第2回設工認全体の進め方の方針

- 主要な条文は、引き続き優先的に進めていく。
- 次回の審査会合では、以下について説明する。
 - 主要な条文は構造概要の説明を踏まえ、「2-1の システム設計、構造設計等」までの対応状況を説明する。
- 主要な条文以外の条文について、今回の会合で説明予定であったが主要な条文での説明状況も踏まえ、次回以降説明方針を明確にする。